(二)　年少射撃資格の認定の失効年齢の引上げ
年少射撃資格の認定の失効年齢を一八歳から一九歳に引き上げることとした。(第九条の一五関係)
3　その他の規定の整備
災害により猟銃を亡失した者等について、猟銃の許可の基準の特例を定めることとした。(第五条の二関係)
4　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇**財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律の一部を改正する法律**（法律第一三二号）(厚生労働省)

1　日本遺族会に対する無償貸付け
政府は、2の(二)の一棟の建物の一部を取得した場合において、日本遺族会が元の軍人軍属で公務により死亡した者の遺族の福祉を目的とする事業であって厚生労働大臣の指定するものの用に供するときは、日本遺族会に対し、当該特定施設を、他の法令の規定にかかわらず、無償で貸し付けることができることとした。(第一条関係)
2　民間事業者に対する土地の貸付け及びその土地の上の特定施設の取得
(一)　政府は、民間事業者に対し、東京都千代田区九段南一丁目五番一等所在の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進とに資する建物の所有を目的として当該土地を貸し付けることができることとした。(第二条第一項関係)
(二)　政府は、1による貸付けに充てるため、(一)による貸付けの対価の一部として、(一)の土地の上の一棟の建物の一部を取得することができることとした。(第二条第二項関係)
3　その他
この法律の施行の際現に改正前の財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律第一条の規定によりされている貸付けについては、同法の規定は、この法律の施行後も、改正後の一般財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付け等に関する法律第二条第一項の規定により同項の土地が貸し付けられる日の前日又はこの法律の施行の日から起算して一年を経過する日のいずれか早い日までの間、なおその効力を有することとした。(附則第二項関係)
4　施行期日
この法律は、公布の日から施行することとした。

◇**原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律**（法律第一三三号）(文部科学省)

1　総則
(一)　趣旨
この法律は、原子力損害の補完的な補償に関する条約（以下「条約」という。）の実施に伴い、原子力損害を賠償するために必要な資金（以下「原子力損害賠償資金」という。）の補助その他必要な事項を定めることとした。(第一条関係)
(二)　定義
この法律における「原子力損害」及び「原子力事業者」を定義することとした。(第二条関係)
2　原子力損害賠償資金の補助
国は、原子力事業者が原子力損害の賠償請求権に係る債務について弁済をした金額及び当該賠償請求権を有する者の承諾があった金額の合計額に相当する金額が原子力損害の発生の原因となった事実一について政令で定める金額を超える場合において、当該原子力事業者に対する原子力損害の賠償の請求の訴えについて、条約第一三条1から4までの規定により日本の裁判所が管轄権を有することとされているときは、当該原子力事業者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該原子力損害のうち次に掲げるもの（以下「対象原子力損害」という。）に係る原子力損害賠償資金の一部を補助することとした。
(一)　条約の締約国（以下「締約国」という。）の領域内において生じたもの
(二)　公海（海洋法に関する国際連合条約（以下「国連海洋法条約」という。）に規定する排他的経済水域（以下「排他的経済水域」という。）を含む。）又はその上空において生じたものであって、次のいずれかに該当するもの
(1)　締約国、締約国の公共団体若しくはこれに準ずるもの、締約国の法令に基づいて設立された法人その他の団体、締約国の国籍を有する者又は条約に基づき締約国がその国民とみなす者（以下「締約国等」という。）が受けたもの
(2)　締約国の国籍を有する船舶若しくは航空機内で生じたもの又は当該船舶若しくは航空機について生じたもの
(3)　締約国等が設置する人工島、施設若しくは構築物において生じたもの又は当該人工島、施設若しくは構築物について生じたもの
(4)　締約国の排他的経済水域若しくはその上空又は国連海洋法条約に規定する大陸棚における天然資源の探査又は開発のための活動に関し生じたもの（第三条関係）
3　負担金
(一)　一般負担金
(1)　一般負担金の徴収及び納付義務
文部科学大臣は、条約第四条1(c)の規定によりその額が算定される拠出金に要する費用に充てるため、原子力事業者（原子炉の運転等をしているものに限る。(2)において同じ。）から、毎年度、一般負担金を徴収することとした。(第四条関係)
(2)　一般負担金の額の算定方法
各原子力事業者から徴収する一般負担金の額の算定方法は、条約第四条1(c)の規定により我が国についてその額が算定される拠出金の額、各原子力事業者が行う原子炉の運転等の行為の種類その他の事情を考慮して、政令で定めることとした。(第五条関係)
(3)　一般負担金の額の決定、通知等
一般負担金の額の決定、通知その他一般負担金の納付等に関し所要の規定を設けることとした。(第六条～第九条関係)
(二)　特別負担金
(1)　特別負担金の徴収及び納付義務
文部科学大臣は、条約第四条1(b)の規定によりその額が算定される拠出金に要する費用に充てるため、原子力事業者であって、その原子力損害（対象原子力損害を含む場合に限る。）の賠償請求権に係る債務について弁済をした金額及び当該賠償請求権を有する者の承諾があった金額の合計額に相当する金額が原子力損害の発生の原因となった事実一について政令で定める金額を超えたものから、特別負担金を徴収することとした。(第一〇条関係)
(2)　特別負担金の額の算定方法
(1)に規定する原子力事業者から徴収する特別負担金の額の算定方法は、条約第四条1(b)の規定により我が国についてその額が算定される拠出金の額、当該原子力事業者の対象原子力損害に係る原子力損害賠償資金の額その他の事情を考慮して、政令で定めることとした。(第一一条関係)
(3)　準用
(一)の(3)の規定は、特別負担金について準用することとした。(第一二条関係)
4　雑則
(一)　報告徴収及び立入検査
文部科学大臣は、この法律の施行に必要な限度において、原子力事業者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、原子力事業者の事務所若しくは工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができることとした。(第一三条関係)
(二)　罰則
所要の罰則規定を設けることとした。(第一五条関係)
5　この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行することとした。

◇**原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律**（法律第一三四号）(文部科学省)

一　原子力損害の賠償に関する法律の一部改正関係
1　原子力事業者間の核燃料物質等の運搬により生じた原子力損害の賠償の責任に関する特約及び求償権に関する特約については、書面によることとした。(第三条第二項及び第五条第二項関係)